

国民健康保険法に基づき実施した「運営方針中間見直し（案）」に対する市町村保険者からの意見聴取結果

No.	意見概要	県の見解
1	<p>第3章 7 決算剰余金の活用</p> <p>市町村の国保財政を勘案し、「(決算剰余金を)減額調整に活用した上で、なお剰余が出る場合には、基金に積み立てることができるものとする」としていただきたい。</p>	<p>基本的な考え方として、決算剰余金を用いて納付金を減算調整する目的は、前期高齢者交付金の精算等による納付金の急増を抑え、市町村の納付金負担を年度間で平準化させることであり、毎年度必ず減算調整を行うものではない。具体的な減算調整の考え方(例:前年度比でどの程度上昇したら減算を行うか、比較は納付金県総額か、市町村ごとか等)については、中間見直し版の策定後、県において検討のうえ、改めて市町村と協議させていただく。</p>
2	<p>第3章 8 保険税(料)水準の統一に向けた議論</p> <p>「(議論の結果を)次期運営方針に反映することを目標とする。」とあるが、この表現だと、「努力目標」でしかなくなる。どんな結果であっても、一つの区切りとして運営方針に記載することとして「反映する。」としてはいかがか。</p>	<p>御意見のとおり修正する。</p>
3	<p>第7章 2 保険者事務の共同実施に向けた取組</p> <p>本取組を充実・拡充して欲しい。保険税(料)水準の統一が次の課題であるが、同時に共同事務についても拡充を図り、より効率的な事業運営を展開して頂きたい。</p>	<p>市町村事務の標準化(広域化、共同化に関することも含む)については、中間見直し版の策定後、新たに設置する「事務標準化推進部会」において、必要に応じて協議させていただく。</p>